

狭小隣地等統合促進事業費補助制度

単独では流通困難な狭小地や無接道地である空家や空地を隣地と統合する際の不動産仲介手数料や測量費、登記費用等の一部を補助します。

補助金最大
売主・買主それぞれに

30万円

対象区域

市街化区域

補助対象者

当該土地等の「売主」および「買主」である個人または法人
※売主と買主が2親等以内でないこと

補助の額および対象経費(売主、買主共通)

下記の費用の1/2(限度額:30万円)の額 ※1万円未満切り捨て

- 敷地測量および境界明示費用
- 所有権移転および建物滅失等の登記費用
- 不動産売買にかかる仲介手数料
- 土地の合筆にかかる費用

補助要件

- 次のいずれかを含む隣地統合であること
 - ・ 狭小地 令和6年4月1日時点で、敷地面積が100㎡未満の土地
 - ・ 無接道地 令和6年4月1日時点で、道路に2m以上接しない土地
- 相続および生前贈与による隣地統合でないこと。
- 隣地統合する土地のうち一筆以上が宅地の地目であること
- 購入する土地に建物が存する場合は、当該建物も含めて購入すること。
- 一体で利用されている二筆以上の無接道地の隣地統合を行う場合は、一体利用されていた無接道地全てを購入すること。
⇒次ページ「狭小隣地等統合促進事業イメージ(C)」を参照
- 10年間は統合を解消せず一体として利用すること。
(すべての土地が100㎡以上になる分筆は可能) 等

土地売買契約前に申請が必要です。必ず事前に相談をお願いします。

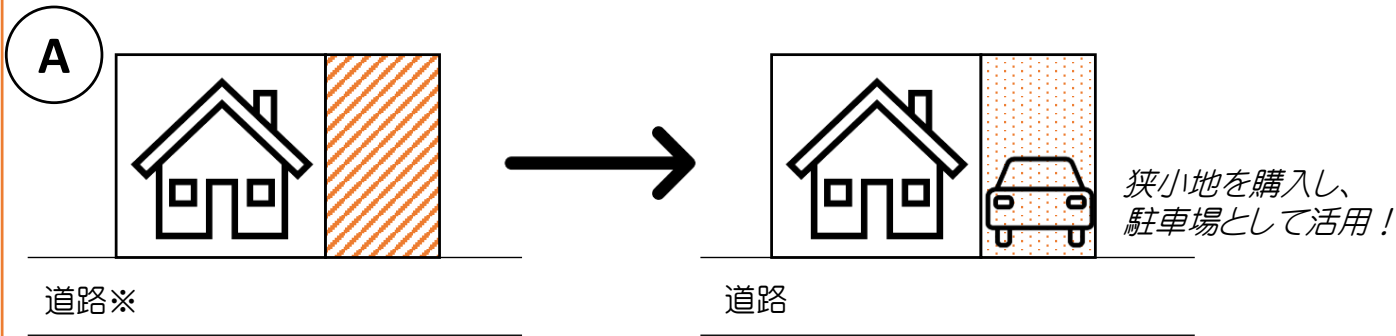
問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階)
金沢市 都市整備局 建築指導課 空き家活用室
TEL 076(220)2136 FAX 076(220)2134

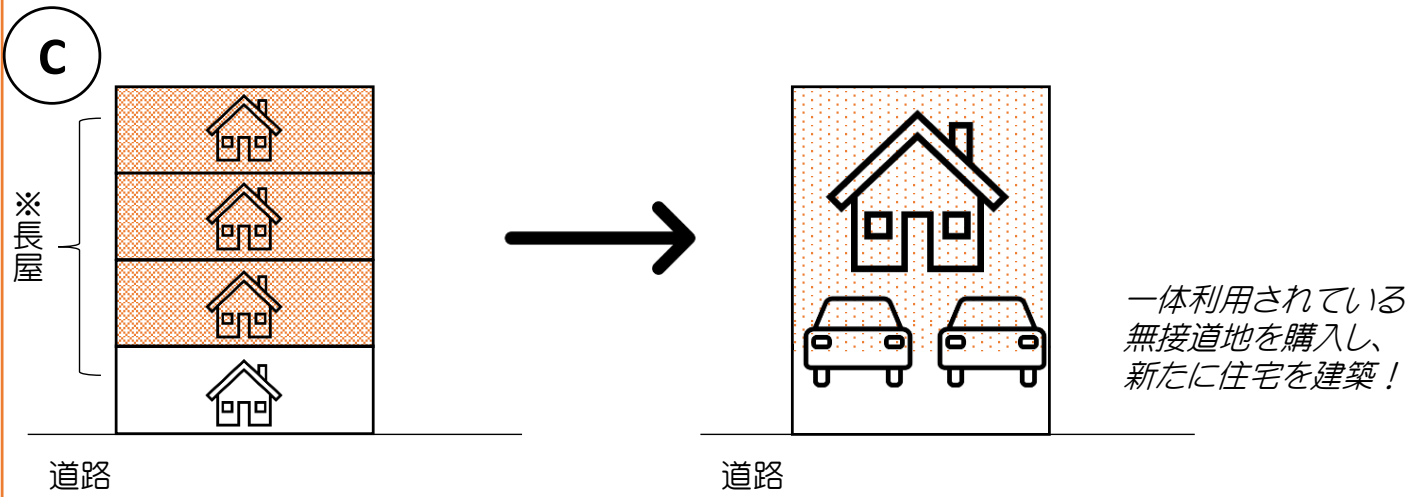
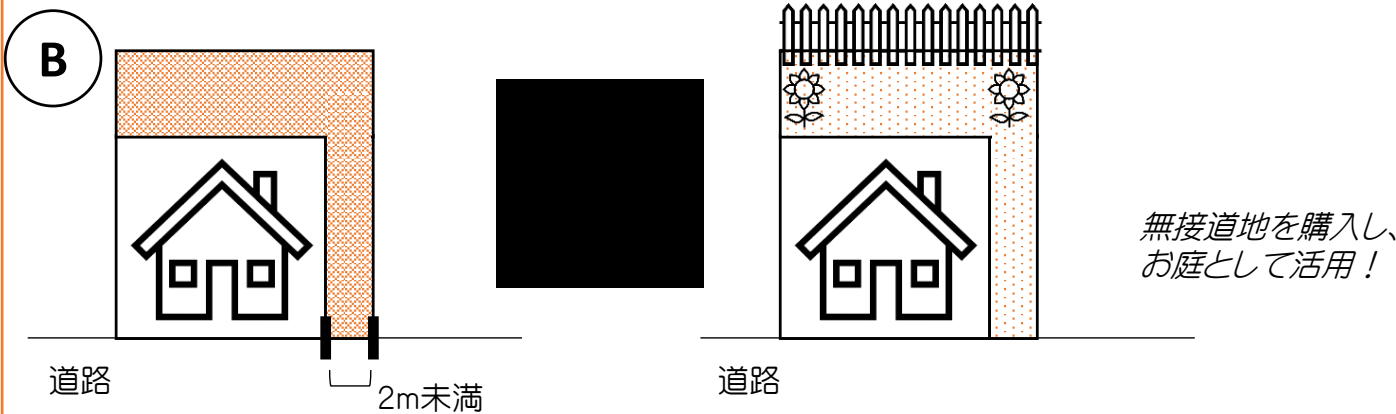
狭小隣地等統合促進事業イメージ

 ... 狭小地  ... 無接道地  ... 購入地

補助対象となるもの ~活用例~




※建築基準法の規定による道路

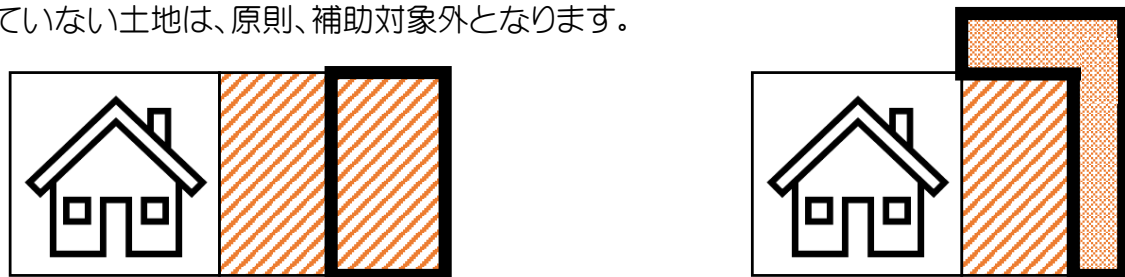


※長屋のように無接道地が一体として利用されている土地は、その土地すべてを購入する必要があります。その場合、当該土地の売主全員が補助対象となります。

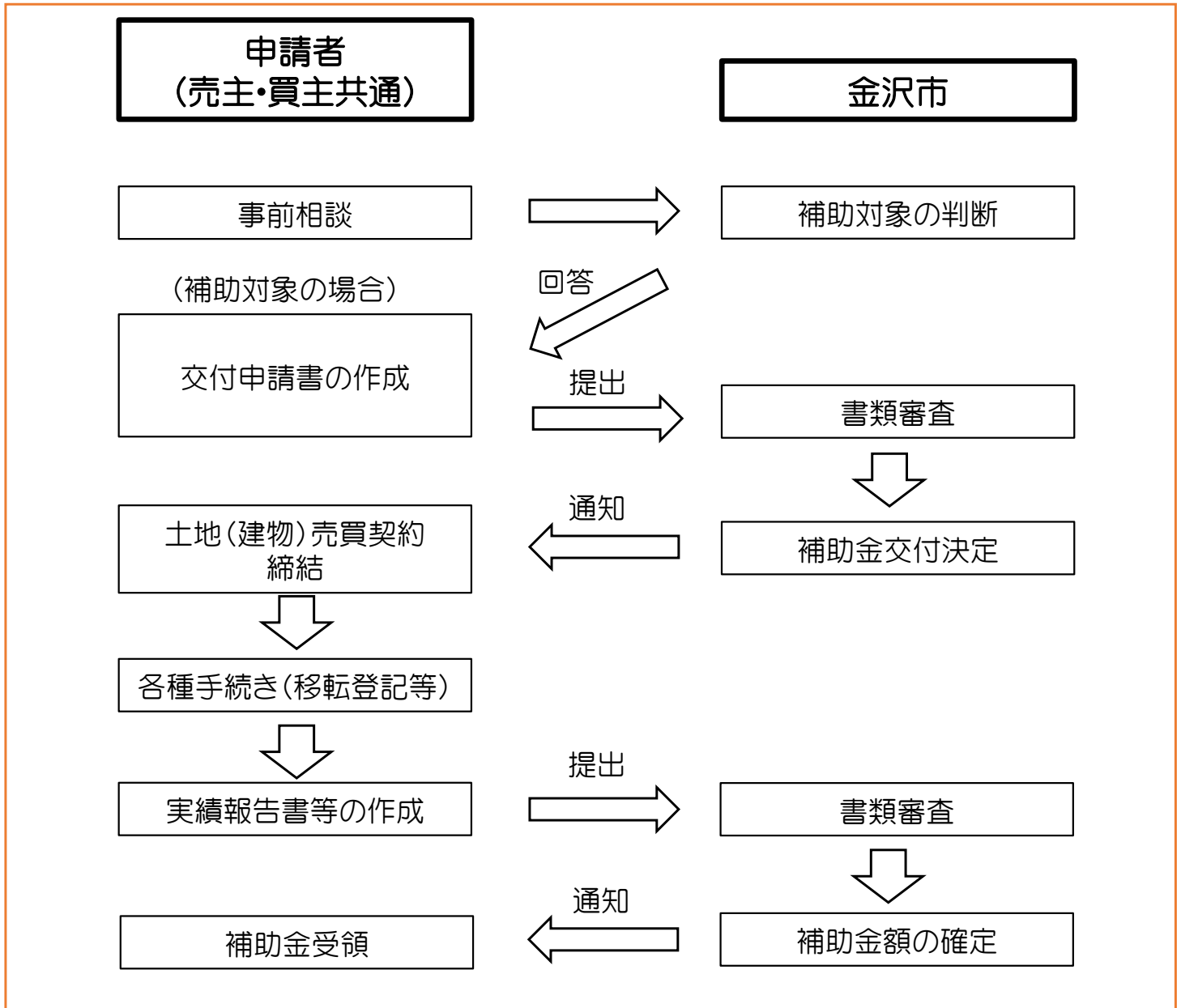
補助対象外となるもの

 ... 買主が所有する土地

下記の太枠で囲まれている土地のように、買主が所有する土地と2m以上接していない土地は、原則、補助対象外となります。



補助申請手続きの流れ



必要書類

交付申請書	完了実績報告書
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 公図、土地建物登記簿 (原則、発行日から3か月以内のもの) <input type="checkbox"/> 隣地統合する土地が2メートル以上接することが確認できる図面等 <input type="checkbox"/> 土地を分筆する場合は、その計画(配置、面積等)がわかる図面 <input type="checkbox"/> 現況の写真 <input type="checkbox"/> 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の口座番号等がわかる書類(通帳の写し等) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土地を売買したことが分かる書類(売買契約書及び領収書の写し、所有権移転登記後の登記事項証明書等) <input type="checkbox"/> 無接道地を含む隣地統合の場合は、無接道地であることがわかる書類(重要事項説明書の写し等) <input type="checkbox"/> 分筆を行った場合は、分筆後の状況が分かる書類(公図及び登記事項証明書の写し等) <input type="checkbox"/> 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し